

### 【第1章の概要】

- ◆第2次安平町総合計画は、社会情勢の大きな変化や様々な地域課題への対応が求められる中、これからの10年で当町が目指すべきまちづくりの方向性を「まちづくりの将来像」として定め、町民と行政が力を合わせ、これを実現していくための「まちの羅針盤」となるものです。
- ◆第2次安平町総合計画の特徴は、次の2点です。
  - ①安平町まちづくり基本条例に基づき、様々な町民参画の機会を設定し、多くの町民の声を取り入れながら計画づくりを行いました。
  - ②「選択と集中」の観点から、「まちの強み」を抽出し、これを活用してまちづくりを進めることを意識し、民間の経営分析手法である「SWOT（スウォット）分析」を行政版に修正して活用しています。
- ◆第2次安平町総合計画は、当町の最上位計画であり、その構成は、安平町まちづくり基本条例に基づく「基本構想」「基本計画」と、主要事業の具体的な内容を集約する「実施計画（事務事業計画）」の3構成とし、全体の計画期間を10年としています。
- ◆基本計画は、計画期間中の社会経済情勢等の大きな変化への対応や町長公約（マニフェスト）との整合を図るため、町長の任期である4年を基本に期間を分け、必要な見直しを行います。
- ◆PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））を確立し、進行管理していきます。

## 第1節

# 総合計画策定の趣旨

平成18（2006）年3月、旧早来町と旧追分町の新設合併によって誕生した当町は、平成19（2007）年3月に策定した安平町総合計画（第1次）に基づき、まちづくりの将来像である『くらしの笑顔が広がる めくもりと活力と躍動のまち』を実現するため、これまで様々な政策・施策・事務事業に取り組んできました。

しかし、本格的な人口減少社会への移行や価値観・ライフスタイルの変化、経済のグローバル化など、社会情勢が大きく変化する中、当町でも人口減少・少子高齢化が急速に進行し、あらゆる分野で後継者や担い手が不足するなど、町民生活の様々な場面で、既に大きな影響が現れています。

また、自治会、町内会などの団体からは、未だに旧町間で“見えない壁”があり、1つのまちになりきれていないという声も聞かれています。

この第2次安平町総合計画は、社会情勢の大きな変化や様々な地域課題への対応が求められる中、これからの10年で当町が目指すべきまちづくりの方向性を「まちづくりの将来像」として定め、町民と行政が力を合わせ、これを実現していくための「まちの羅針盤」となるものです。

第2次安平町総合計画は、次の4つの視点で策定しています。

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 視点1 | 多くの町民参画による町民と行政の協働の計画づくり        |
| 視点2 | 既存ハードを活用したソフト重視の計画づくり           |
| 視点3 | 地域の強み・弱みの分析による、明確な将来像を設定した計画づくり |
| 視点4 | 「選択と集中」「見直しと改善」を意識した実効性ある計画づくり  |



(1) 多くの町民の声を取り入れた計画づくり

平成26（2014）年12月に施行した安平町まちづくり基本条例の第11条には「町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的にまちづくりへ参画することに努める」ことが規定されています。

このため、第2次安平町総合計画の策定にあたっては、様々な町民参画の機会を設定し、多くの町民の声を取り入れながら計画づくりを行い、その過程を町のホームページや広報紙、あびらチャンネルなどで情報提供し、町民との共有を図りました。

第2次安平町総合計画の策定における町民参画手続き

まちづくり町民アンケート

- 町民意識や施策ニーズなどに関するアンケートを実施  
\*全戸対象

団体ヒアリング

- 地域団体、経済団体等へのヒアリングを実施

あびら夢・未来100人  
町民フォーラム

- 将来像・将来テーマの設定に向け、当町の地域資源や地域の強みの洗出しをワークショップ形式で実施

案に対する町民意見聴取

- 基本構想及び基本計画の案について、町民説明を行い意見聴取

政策提案制度の活用

- 町民参画条例に基づく政策提案  
\*提案はありませんでした。

町民まちづくり会議

一般町民・各種行政委員・未来創生委員会委員などの町民と行政（専門部会）で構成された継続ワークショップの実施（将来像・具体的戦略の検討）

住民生活部会	分野	環境、衛生、循環型社会形成、交通安全・防災
	人数	町 民：6名 行政担当：2・3名

経済産業部会	分野	農業全般、商工、工業、企業、観光、雇用等
	人数	町 民：6名 行政担当：2・3名

インフラ部会	分野	道路整備、住宅、上下水道、土地保全、通信網等
	人数	町 民：6名 行政担当：2・3名

健康福祉部会	分野	福祉、保健・医療、保険、介護等
	人数	町 民：6名 行政担当：2・3名

子育て・教育部会	分野	子育て支援、学校・社会教育、文化・スポーツ
	人数	町 民：6名 行政担当：2・3名

行政運営部会	分野	参画、協働、情報共有、地域間交流、行革、財政等
	人数	町 民：6名 行政担当：2・3名

## (2) SWOT分析を活用した計画づくり

人材・資金・情報などが不足する当町では、政策・施策・事務事業を、都市と同じレベルで展開することは困難です。また、低成長・成熟化時代における計画のあり方として、従来のような「あれもこれも」の考え方から、「あれかこれか」という「選択と集中」の考え方が必要となります。

第2次安平町総合計画では、当町の地域資源から「まちの強み」を抽出し、これを利用してまちづくりを進めることを意識し、民間の経営分析手法である「SWOT（スウォット）分析」を行政版に修正し、活用しています。

### <SWOT分析とは>

当町の内部環境「強み」「弱み」、当町を取り巻く外部環境「機会」「脅威」を洗い出し、これらをクロス分析することで「成長させるべきもの」、「やり方を変えて行すべきもの」などを明らかにする手法です。

### <クロス分析>

内部環境 外部環境	当町の強み (Strength)	当町の弱み (Weakness)
機会（追い風） (Opportunity)	【①成長戦略】 強み×機会 「強み」によって「機会」 をさらに活かす方策	【③改善戦略】 弱み×機会 「機会」を逃さぬよう 「弱み」を改善する方策
脅威（逆風） (Threat)	【②差別化戦略】 強み×脅威 「強み」によって「脅威」 に対抗する方策	【④回避戦略】 弱み×脅威 「弱み」と「脅威」が重なる 最悪の事態を回避する方策

強み×機会 = ①成長戦略 ⇒ (積極推進) … 成長する機会を逃さない  
 強み×脅威 = ②差別化戦略 ⇒ (差別化) … 強みで逆風を味方にする  
 弱み×機会 = ③改善戦略 ⇒ (弱点強化) … これまでの手法を変えて改善を図る  
 弱み×脅威 = ④回避戦略 ⇒ (問題回避) … 抜本的な発想の転換で問題を回避する

### まちの強みを活かした「成長戦略」と「差別化戦略」が重要

ピーター・F・ドラッカー（経営学の父）

「集中せよ。成長戦略は集中を要求する。成長戦略の最大の間違い、しかも最も一般的な間違いはあまりに多くの分野で成長しようとすることである。成長戦略は、機会のあるところに的を絞らなければならない。自らの強みが異常なほどに大きな成果を生む分野に集中しなければならない。」

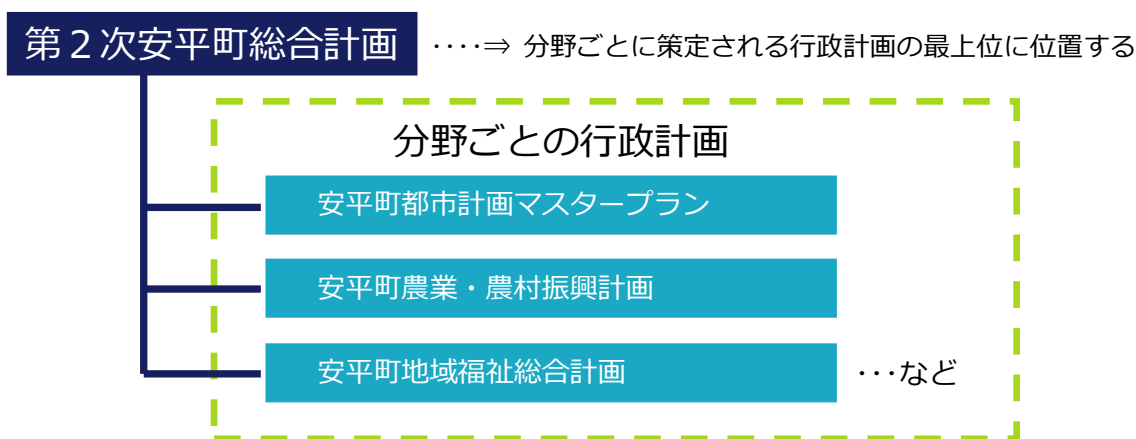
\* SWOT分析：組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状分析手法の一つ。SWOTは、Strength(強み)、Weakness(弱み)、opportunity(機会)、Threat(脅威)の頭文字を取ったもの。

## 第3節

### 総合計画の位置づけ

第2次安平町総合計画は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針として、安平町まちづくり基本条例において、その策定が義務付けられた当町の最上位計画となるものです。

また、同条例では、分野ごとに策定される各種の行政計画は、その根拠を総合計画に置き、内容についても整合性を図ることが規定されています。



#### 安平町まちづくり基本条例（抜粋）

（総合計画の策定）

第23条 町は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本構想及び基本計画（以下、これらを「総合計画」という。）を、この条例の理念に基づき策定します。

（計画の体系化）

第24条 町は、基本となる各種計画の策定においては、前条に規定する総合計画との整合性を図ります。

2 町が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に根拠を置くものとします。

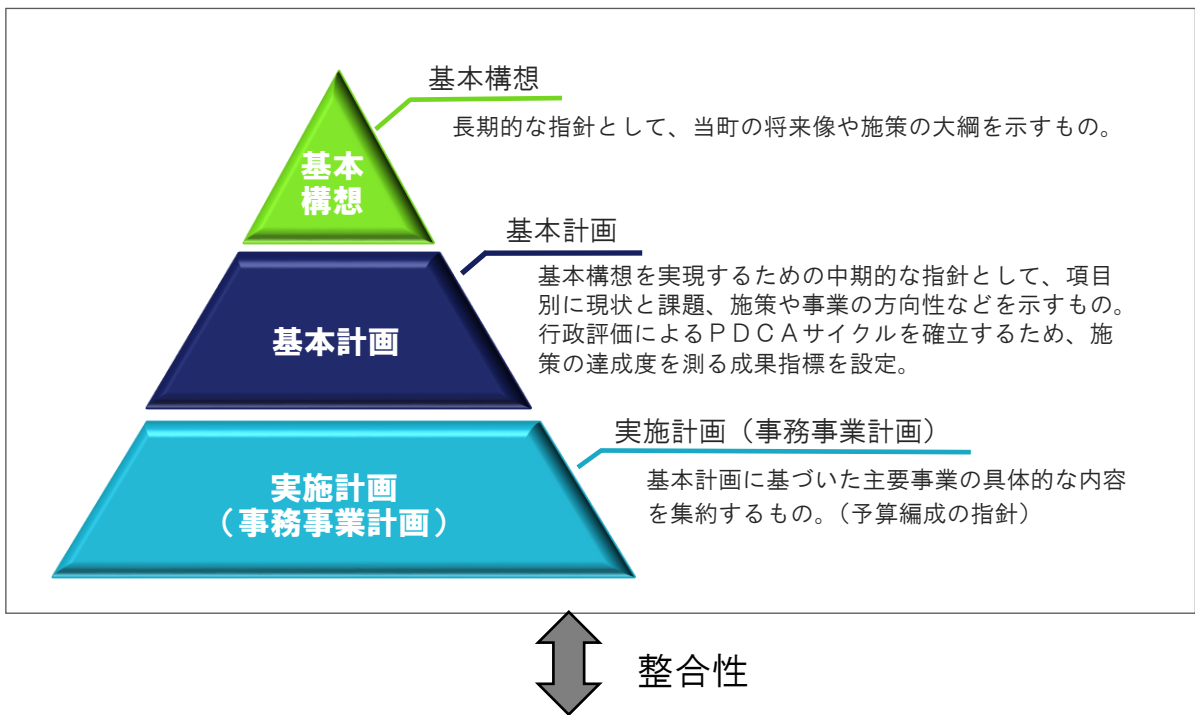
\* **基本構想**：地方自治法の改正により、これまで義務付けられていた策定根拠が廃止となりました。しかし、まちづくりの課題が多様化する中、その必要性は逆に高まっているものとし、当町では、まちづくり基本条例に策定根拠を規定しています。

(1) 総合計画の構成

第2次安平町総合計画は、安平町まちづくり基本条例に定める「基本構想」「基本計画」と、主要事業の具体的な内容を集約する「実施計画（事務事業計画）」により構成されています。

なお、計画の実効性を確保するため、基本構想に対応した「長期財政推計」と、基本計画に対応した「中期財政計画」を併せて定めるものです。

【総合計画の構成イメージ】



分野ごとの行政計画

地域防災計画、男女共同参画基本計画、過疎地域自立促進市町村計画、耐震改修促進計画、都市計画マスタープラン、農業・農村振興計画、地域福祉総合計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、しょうがい福祉計画、健康あびら21 など

\* PDCAサイクル：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）をサイクルとして表わしたもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。

\* 成果指標：設定された目的の達成度を測定するための目標となるもの。



### (1) 総合計画の進行管理の考え方

第2次安平町総合計画では、まちづくりの将来像の実現に向けて、政策・施策・事務事業を実行していくものとし、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））により進行管理します。

### (2) 計画の評価

達成すべき成果指標を明確にした上で、実行後における施策・事務事業の達成状況を評価し、各種行政委員などの意見や社会環境の変化を踏まえながら、次の施策の展開につなげる効率的な管理サイクルを確立します。

